

令和 6 年度町民税県民税森林環境税 特別徴収のしおり

* しおりの内容 *

1. 特別徴収のあらまし	1 頁
2. 特別徴収事務取扱要領	2 頁
3. 退職所得(退職金)に係る税額の徴収(分離課税)について	3 頁
4. 特別徴収税額の納期の特例について	4 頁
5. 特別徴収に係る給与所得者異動届出書について	5 頁
6. 給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書の書き方	6 頁
7. 異動届出書の記載要領	9 頁
8. 納入にあたっての注意事項	10 頁
9. 特別徴収依頼書	11 頁
10. 所在地・名称等変更届出書	12 頁
11. 指定通知書	13 頁

* 特別徴収事務についてのお問い合わせは *

高畠町役場税務課住民税係

山形県東置賜郡高畠町大字高畠 4 3 6 番地

郵便番号 9 9 2 - 0 3 9 2

電話番号 (0 2 3 8) 5 2 - 4 4 7 7

* 指定(代理)金融機関など *

(1) 指定金融機関

山形おきたま農業協同組合本店および各支店

(2) 指定代理金融機関

株式会社山形銀行本店および各支店

(3) 収納代理金融機関

株式会社きらやか銀行本店および各支店

米沢信用金庫本店および各支店

山形第一信用組合本店および各支店

株式会社荘内銀行本店および各支店

令和 6 年度

町民税・県民税・森林環境税の特別徴収について

町民税・県民税・森林環境税の特別徴収につきましては、平素より格別なるご協力を賜り厚く感謝申し上げます。

ご多忙のところ誠にお手数に存じますが、下記事務取扱要綱により、6 月分からの徴収に遺漏なきよう、よろしくお願い致します。

特別徴収のあらまし

1. 町民税・県民税・森林環境税の特別徴収とは(法 321 の 3 ①)

給与の支払者が毎月給与を支払う際に、納税者が納めなければならない町県民税を、6 月から翌年 5 月まで 12 回にわたって、給与から差し引いて納税義務者個人に代わって納入していただく制度を特別徴収といいます。

2. 特別徴収義務者とは(法 321 の 4)

特別徴収の指定を受けた給与の支払者をいいます。

3. 特別徴収義務者指定の根拠

地方税法 321 条の 4 および高島町税条例第 45 条の規定によって、給与の支払者を特別徴収義務者に指定します。

4. 特別徴収税額の納入義務

指定を受けた特別徴収義務者は、地方税法 321 条の 5 および高島町税条例第 46 条の規定によって、「令和 6 年度町民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の通知書」にもとづいて、月割額を毎月(6 月から翌年 5 月まで)給与の支払をする際徴収して、徴収した翌月の 10 日までに納入する義務を負います。

5. 翌月 10 日の納期限までに納入しなかった場合(法 326)

納期限までに税金を完納しないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じて納付すべき税額に対して、前年に租税特別措置法第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 %の割合を加算した特例基準割合に次の様な率を用いて計算した延滞金に加算されます。

- ・納期限の翌日から 1 か月までの期間……特例基準割合に 1 %の割合を加算した率か、7.3%のいずれか低い率
- ・その翌月からの期間……特例基準割合に 7.3%を加算した率

納期限までに税金を完納しないために督促を受け、かつその督促状を発行した日から起算して 10 日を経過した日までにこの税金にかかる徴収金を完納しない場合においては、滞納処分を受けることになります。

6. 納税義務者を新たに特別徴収とする場合

新たに特別徴収を希望する方について「特別徴収依頼書」を提出してください。「特別徴収可能月」は、事業所で引き去り開始が可能な月を記入してください。また、「普通徴収納付済額」は、普通徴収で納付している分がないか必ず確認した上で記入してください。

7. 納税義務者が退職等異動した場合(法 321 の 5 ②③)

退職等(退職・転勤・長期欠勤および休職・死亡等)によって給与の支払いを受けなくなった納税義務者については、異動事由の生じた翌月の分から納入する義務はありません。ただし、納税義務者から、特別徴収された旨の中し出があった場合および、その異動事由が 1/1～4/30 までの間に発生した場合を除きます。

なお、「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」に所要事項を記載して町役場税務課あてに翌月 10 日まで提出しなければならないことになっています。

8. その他

①(税額の変更)特別徴収税額に誤りがあることを発見したとき、その他税額を変更する必要がある場合は、「町民税・県民税・森林環境税特別徴収税額変更通知書」を送付しますので、変更された月割額により徴収してください。

②(異議の申立)納税者は、「納税者への通知書」に記載された事項について不服がある場合には、通知書を受取った日の翌日から起算して、3 か月以内に町長に異議の申立をすることができます。この税額の決定の取消を求める訴えは、前記の異議申立にかかる決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に町を被告として(町長が被告の代表者となります。)提起できることとされています。

なお、処分の取消の訴えは、前記の異議申立に対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①異議申立があった日から 3 か月を経過しても決定がないとき②処分、処分の執行又は手続

きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消の提起をすることができます。

特別徴収事務取扱要領

1. 納税者への通知書交付

①「納税者への通知書」は、直ちに本人に交付してください。退職等(退職・転勤・長期欠勤および休職・死亡等)の理由によって交付できない者がある場合には、すみやかにその事由を「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」に記載事項を記載のうえ、交付できない「納税者への通知書」と併せてお返しください。

②「税額の変更通知書」を受取ったときは、「納税者への変更通知書」を直ちに本人へ交付してください。

③納税者に給与所得以外の所得がある場合には、原則として給与所得と合算して特別徴収することになっておりますが、もし納税者がその全部、または一部を普通徴収の方法によって徴収されるよう 3 月 15 日までに町役場税務課または、税務署に申告書を提出している場合は、その所得について普通徴収となります。

2. 税額の徴収および納入方法

①徴収は令和 6 年 6 月より令和 7 年 5 月まで毎月、その月の(仮に 6 月 5 日支払の給与が 5 月分の給与であっても)給与支払の際、「特別徴収税額の通知書」によってその月割額を徴収してください。

②特別徴収税額が均等割・森林環境税(税額 6,000 円)のみ、および均等割額に相当する金額以下の方については、最初の月(6月)に全額を徴収してください。

(法 321 条の 5 ①)

③納入は「納入書」に徴収した金額を記載して、徴収した翌月の 10 日までに高島町指定金融機関、指定代理金融機関、または収納代理金融機関および郵便局より納入してください。(ただし高島町外の郵便局で納入するときは、指定通知書を納付書とともに、その郵便局に提出してください。)

3. 給与所得者異動届出書の提出

①納税者が退職等の事由により、給与の支払いを受けなくなるために月割額の徴収ができなくなった場合は、「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」に所要事項を記載して、町役場税務課あて、事由の発生した都度すみやかに提出してください。

②納税者が年途中で退職、または転勤のため、未徴収税額が生じたときに納税義務者から一括徴収されたい旨の申し出がない場合は、普通徴収として、後口直接本人へ納付書をお送りいたします。ただし、令和 7 年 1 月 1 日以降退職の場合には、必ず一括徴収して納入してください。

退職所得（退職金）に係る

税額の徴収（分離課税）について

1. 徴収(地方税法第 50 条の 2、第 328 条、第 328 条の 4 および 5)

退職所得にかかる町・県民税も退職金支払いの際徴収することとされており、退職金支払いの際誤りなく徴収して納付くださるようお願いいたします。

退職所得控除額の計算

退職所得控除額は、退職所得にかかる住民税を徴収すべき退職手当等を支払うことが確定したときの状況により、所得税法 30 条第 3 項および第 4 項の規定の例により、勤続年数に応じて、次の算式によって計算した額です。

ア. 勤続年数が 20 年以下の場合

$40 \text{ 万円} \times \text{勤続年数}$ (80 万円に満たないときは 80 万円)

イ. 勤続年数が 20 年を超える場合

$800 \text{ 万円} + 70 \text{ 万円} \times (\text{勤続年数} - 20 \text{ 年})$

なお、その人が障害者となったことにより退職したと認められるときは、アおよびイの金額に 100 万円を加えた金額が控除されます。

◎勤続年数が 2 年以下の退職者についての退職所得控除額は、通常の退職の場合は一律に 80 万円、障害者になった事により退職した場合は一律に 180 万円です。

短期退職手当等または特定役員退職手当等が支給される場合は、退職所得控除額の計算方法が異なりますので税務課までお問い合わせください。

2. 納入

納入は、給与に係る「納入書」と同一のものを使用し、徴収税額は給与に

係る税額欄の下欄に退職金から徴収した町・県民税の合計額を記入し、裏面退職所得にかかる納入申告書の内訳も漏れなく記入してください。なお、あわせて「退職所得の源泉徴収票（特別徴収票）」を提出してください。

特別徴収税額の納期の特例について (地方税法 321 条の 5 の 2)

給与の支払いを受けるものが常時 10 人未満である事業所の特別徴収義務者に限り、町長の承認を受けて、その事業所において支払った給与について徴収した特別徴収税額を、下記の納期によって納入することができます。

これに該当する特別徴収義務者でこの納期の特例によって納入を希望される方は、「特別徴収税額の納期の特例に関する申請書」（町役場税務課にあります）を町長あてに提出してください。

1. 納期

6 月分から 11 月分までに徴収した特別徴収税額については、12 月 10 日まで、12 月分から翌年の 5 月分までに徴収した特別徴収税額については翌年の 6 月 10 日まで納入してください。

2. 徴収

この規定はあくまでも特別徴収義務者が納入する納期の特例ですので納税者からは必ず毎月給与の支払の際徴収してください。

なお、納期の特例を受けた際も退職等異動のある都度、必ず異動届出書を提出ください。

特別徴収に係る給与所得者異動届出書について

納税通知書に記載の給与所得者が、退職・休職・転勤等によって給与の支払いを受けなくなった場合には、各個人毎に本表を作成し、異動があった月の翌月 10 日までに町役場税務課へ提出してください。

1. 町役場では、この異動届出書にもとづいて、貴事業所の税額を訂正し、退職された方への未徴収分について直接本人あて納税通知書を発送して納めていただきます。
2. この届出が遅れますと、町役場の事務処理が遅れるばかりでなく徴収台帳で、貴事業所の滞納額として残り、督促状が発せられたり、滞納処分を受けたりする場合があります。
また、退職された方も、未徴収税額について、一度に多くの額を納めていただくことになりますので、事出の発生した都度すみやかに提出してください。
3. 退職後の住所や、新しい勤務先が分かりましたら、なるべく詳しくご記入ください。
4. 新しい勤務先の事業所で、引き続き特別徴収を希望する場合は、払込金融機関名および所在地を記入してください。（ただし高畠町外の郵便局で納入するときは、指定通知書を納入書とともに、その郵便局に提出してください。）
5. 高畠町公式ホームページ(<http://www.town.takahata.yamagata.jp>)に様式を掲載しておりますのでそちらをご利用ください。

特別徴収に係る給与所得者異動届出書の記入例
 …普通徴収に切り替えて本人が納付する場合…

税額通知書に記載してある宛名番号及び個人番号を記載してください。

退職等該当の事由を○で囲んでください。

退職等の月日を記載してください。

税額通知書の特別徴収税額を記載してください。

給料から差し引いた月及び差し引いた金額を記載してください。

特別徴収義務者指定番号を記載してください。

異動届出書の内容について応答できる方の氏名・係・連絡先の番号を記載してください。

理由の欄に、異動の事由で選択した番号をご記入ください。

徴収しない分の税額をご記入ください。普通徴収分として、本人が納付する分となります。

記入が必要な箇所はありません

特筆事項等あればご記入ください。

高 島 町 長 殿		給与支払報告 特別徴収	氏名 (名称) ○○□□ 株式会社	特別徴収義務者指定番号 1000001
和 年 月 日 提出		所在地 〒992-0000 高島町大字高島99-9番地	この届出書に添付する個人番号並びに電話番号	係 総務課人事係
個人番号 法人番号		電話番号	氏名 置賜 太郎	電話 0238-52-0000 内線 123
短名番号	氏名 (旧姓) 高島 一郎	異動の事由	特別徴収税額 (年税額) 36,000	未徴収税額 (ア) (イ) 24,000
旧住所 高島町 大字高島1111番地の1	1. 退職 2. 転職・喪失 3. 欠勤 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他	令和 5 年 6 月 1 日 から 9 月 30 日まで	特別徴収継続 (ア) (イ) 36,000	異動後の未徴収税額の徴収 24,000
現住所 同上	旧住所と異なる場合、記入してください	☆月 △日	12,000	特別徴収継続 括徴収

② (エ) 異動後の未徴収税額の徴収で、該当する太枠内をご記入ください

1. 特別徴収継続の場合 (ア) の額を所轄特別徴収義務者が給与等から徴収 納入者の番号 (変・不変) ※新事業開始のみ記入 新事業開始者 氏名 フリガナ 名称 電話番号 新しい勤務先へは月割額 円を 月分 (日 納期限) から納入するよう連絡済。 特別徴収指定番号 受給者番号	2. 一括徴収の場合 (ウ) の額を特別徴収者が給与等から徴収する 一括徴収した税額 円は、 月分 (日 納期限) で納入する。 一括徴収の理由 1. 異動が12月31日まででH出があったため 2. 異動が1月1日以降で、特別徴収の継続希望がないため 備考	3. 普通徴収の場合 (エ) の額を本人が支払う 高島町役場より、本人宛に納税通知書をお送りいたしますので、その旨を本人にお知らせください。 なお、旧住所欄と合わせて現住所欄も必ず記入してください。 ※退職日が1月1日から4月30日の間の方については、本人の手し出がない場合であっても必ず「2. 一括徴収」をお選びください。
---	---	--

この太枠は(エ)で選んでいないため記入不要です。

この太枠は(エ)で選んでいないため記入不要です。

特別徴収に係る給与所得者異動届出書の記入例 …未徴収税額を一括徴収する場合…

税額通知書に記載してある宛名番号及び個人番号を記載してください。

退職等該当の事由を○で囲んでください。

退職等の月日を記載してください。

税額通知書の特別徴収税額を記載してください。

給料から差し引いた月及び差し引いた金額を記載してください。

特別徴収義務者指定番号を記載してください。

異動届出書の内容について応答できる方の氏名・係・連絡先の番号を記載してください。

高 島 町 長 殿		給与支払者 (特別徴収義務者)		氏 名 〇〇〇〇 株式会社	所在地 〒〒〒〒 〇〇〇〇 高島町大字高島999番地	特別徴収義務者指定番号 1000001	係 総務課人事係
和 年 月 日 提出		個人番号又は法人番号		この届出書に回答する係、氏名並びに電話番号		氏 名 置賜 太郎	電話 0238-52-0000 内線 123
宛 名 番 号	氏 名 (旧姓)	異動の事由	異動年月日	特別徴収税額 (年税額)	徴収済月	未徴収税額 (ア)(イ)	異動後の未徴収税額の徴収
個人番号	高島 一郎	1. 退職 2. 転職 3. 休職・欠勤 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他	令和 〇 年 ☆月 △日	36,000	6月分から 9月分まで 12,000	24,000	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (埋入)
旧住所 高島町 大字高島1111番地の1	旧住所と異なる場合、記入ください						
現住所 同上							

一括徴収分を、何月分で納入するかご記入ください。
※この場合、9月分の特別徴収税額に24,000円を上乗せして納付する形になります。

一括徴収となる理由に当てはまる方に丸をつけてください。

この太枠は(エ)で選んでいないため記入不要です。

②(エ) 異動後の未徴収税額の徴収で、該当する太枠内をご記入ください

未徴収分の税額をご記入ください。
(一括徴収として上乗せする分の税額となります。)

1. 特別徴収継続の場合 (ア)の額を所轄特別徴収義務者が給与等から徴収		2. 一括徴収の場合 (ウ)の額を特別徴収者が給与等から徴収する		3. 普通徴収の場合 (ウ)の額を本人が支払う	
新住所 所在地	フリガナ	一括徴収した税額 24,000円は、 9月分(10月10日の納期日)で納入する。		高島町役場より、本人宛に納税通知書をお送りいたしますので、その旨を本人にお知らせください。 なお、旧住所欄と合わせて現住所欄も必ず記入してください。	
氏 名	電話番号				
担当		1. 異動が12月31日までで異動があったため。 2. 異動が1月1日以降で、特別徴収の継続希望がないため。		※退職日が1月1日から1月30日の 間の方については、本人の手し出がない 場合であっても、必ず「2. 一括徴収」 をお選びください。	
新しい勤務先へは月割額 月分(月 日納期日)から納入するよう連絡済。					
特別徴収指定番号	・新規				
受給者番号		備考			

特筆事項等あればご記入ください。

特別徴収に係る給与所得者異動届出書の記入例
 ……転勤後に転勤先で特別徴収を継続する場合…

税額通知書に記載してある宛名番号及び個人番号を記載してください。

転勤等該当の事由を○で囲んでください。

転勤等の月日を記載してください。

税額通知書の特別徴収税額を記載してください。

給料から差し引いた月及び差し引いた金額を記載してください。

特別徴収義務者指定番号を記載してください。

【転勤元】異動届出書の内容について応答できる方の氏名・係・連絡先の番号を記載してください。

納入書で納める事業所は「要」に、納付書以外で納める事業所は「不要」に丸を付けてください。

転勤先の事業所での特別徴収の予定を記入してください。※必ず、転勤先の事業所と確認のうえご記入ください。

転勤先の特別徴収指定番号をご記入ください。高島町の指定番号がない場合は、新規に丸をつけてください。受給者番号が決まっている場合もご記入ください。

高島町長 殿		給与支払報告 特別徴収	給与支払者 (特別徴収義務者)	氏名 〇〇〇〇 株式会社	所在地 〒〒〒〒-〇〇〇 高島町大字高島999番地	特別徴収義務者指定番号 1000001	係 総務課人事係
和 年 月 日 提出	個人番号又は法人番号	この届出書に添付する個人番号並びに電話番号	氏名 置賜 太郎	電話 0238-52-0000 内線 123	給料から差し引いた月及び差し引いた金額を記載してください。		
氏名 (旧姓) 高島 一郎	勤務の事由 1. 退職 2. 死亡 3. 給与支払額・不定期 4. 死 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他	異動の月 令和 〇年 〇月 〇日	特別徴収税額 (年税額) 36,000	徴収期間 6月1日から 9月30日まで	未徴収税額 (ア) (イ) 24,000	異動後の未徴収税額の徴収 (ア) (イ) 特別徴収継続 1 普通徴収 (埋)	
旧住所 高島町 大字高島1111番地の1	転勤先住所 旧住所と異なる場合、記入してください	転勤先住所 同上	納入書で納める事業所は「要」に、納付書以外で納める事業所は「不要」に丸を付けてください。				

※(エ) 異動後の未徴収税額の徴収で、該当する人枠内をご記入ください

徴収しない分の税額をご記入ください。※転勤先事業所での徴収となります。

(エ)で選んでいないため記入不要です。

特筆事項等あればご記入ください。

1. 特別徴収継続の場合 (ア) の額を所轄特別徴収義務者が給与から徴収		※(ア) の額を本人が支払う
所在地	山形県米沢市金地9999番地	
フリガナ	〇〇〇〇	
名称	株式会社 〇〇〇〇	
電話番号	0238 〇〇 〇〇 〇〇	担当 吉妻
新しい勤務先へは月割額 3,000 円を 11月10日(納期限)から納入するように納付。		
特別徴収指定番号	・新規	
受給者番号	06381-99	

2. 一括徴収の場合 (イ) の額も特別徴収者が給与等から徴収する	
一括徴収した税額 月分 〇月 〇日の納期限) で納入する。	1. 異動が12月31日までで日割があったため 2. 異動が1月1日以降で、特別徴収の継続希望がないため、
一括徴収の理由	備考

3. 普通徴収の場合 (ウ) の額を本人が支払う
高島町役場より、本人宛に納税通知書をお送りいたしますので、その旨を本人にお知らせください。 なお、旧住所欄と合わせて現住所欄も必ず記入してください。
※退職日が1月1日から1月30日の間の方については、本人の手し出がない場合であっても必ず「2. 一括徴収」をお選びください。

異動届出書の記載要領

1. 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書

この届出書は、高畠町に提出する給与支払報告書に記載される者のうち令和6年度の特別徴収税額がない者で、令和7年4月1日現在において給与の支払いを受けなくなった者がある場合に令和7年4月15日までに関係市町村に提出してください。

2. 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

この届出書は、給与の支払いを受けている者で、特別徴収税額のある者が給与の支払いを受けなくなった場合にその受けなくなった日の属する月の翌月10日までに提出してください。

3. 「宛名番号」欄には、これらの届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された宛名番号を記載してください。

4. 「現住所」欄には、異動後の住所を記載してください。異動後の住所が不明なときは、給与の支払いを受けなくなった当時の住所を記載してください。

5. 「異動後の未徴収税額の徴収」欄には、次の要領により記載してください。

(1) 給与の支払いを受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には「特別徴収継続」を○で囲んでください。

(2) 退職後令和7年5月31日までに支払われる給与または退職手当等から未徴収税額を一括徴収する場合には、「一括徴収」を○で囲んでください。

(3) (1)または(2)に該当しない場合には、「普通徴収」を○で囲むとともに、

その理由を次の中から選んでその番号を「(事由)」欄に記載してください。

(注：次の①から③までの理由に該当しない場合は、新しい勤務先において特別徴収の継続の希望がある場合以外は、特別徴収義務者は、必ず一括徴収しなければなりません)

①異動は令和6年12月31日までで、一括徴収の希望がないため。

②令和7年5月31日までに支払われるべき給与または退職手当等の額が未徴収税額以下であるため。

③死亡による退職であるため。

6. 「退職時までの給与支払額」欄には、退職により給与の支払を受けなくなった場合に、その年の1月1日から退職時までに支払の確定した給与の額を、「控除社会保険料」の欄には、退職時までに給与から控除した社会保険料の額を記載してください。

7. ※印の欄は、記載しないでください。

納入にあたっての注意事項

1. 納入書は末尾に予備として2枚月数の入っていない納入書があります。書き損じたときなどは予備をご利用ください。
予備や独自様式の納入書を使用する場合、指定番号を必ず記入してください。
2. 金額欄に「¥」は記入しないでください。
3. 給与から徴収した税額は、給与分欄(退職金によって一括徴収した税額も含む)に、また退職金から徴収した税額(分離課税)は退職所得税分欄に記載してください。
4. 納入書の税額に変更がない場合……すでに各期の納入金額が印字されていますので、納入金額(2)の欄に転記してください。
5. 納入書の税額に修正や変更があった場合……金額などを訂正する場合は2本線で消して、余白に訂正額を記入してください。
6. 納入金額(2)の合計欄にも忘れずに記入してください。

山形県高島町 個人用 領収証書		
市町村コード	行庫番号	納入者名
063819	02480-2-960012	高島町会計管理者
期別	納入金額(1)	納入金額(2)
令和6年6月	01234567	150,000
納入すべき金額が各期の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(2)の欄を横線で消し、納入金額(2)の欄に記入してください。		
納税期	令和6年7月10日	
納税額		150,000
納税者		高島町会計管理者
住所		高島町大字高島 436
会社名		△□株式会社
電話番号		992-0351

山形県高島町 個人用 納入書		
市町村コード	行庫番号	納入者名
063819	02480-2-960012	高島町会計管理者
期別	納入金額(1)	納入金額(2)
令和6年6月	01234567	150,000
納入すべき金額が各期の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(2)の欄を横線で消し、納入金額(2)の欄に記入してください。		
納税期	令和6年7月10日	
納税額		150,000
納税者		高島町会計管理者
住所		高島町大字高島 436
会社名		△□株式会社
電話番号		992-0351

山形県高島町 個人用 納入清通知書		
市町村コード	行庫番号	納入者名
063819	02480-2-960012	高島町会計管理者
期別	納入金額(1)	納入金額(2)
令和6年6月	01234567	150,000
納入すべき金額が各期の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(2)の欄を横線で消し、納入金額(2)の欄に記入してください。		
納税期	令和6年7月10日	
納税額		150,000
納税者		高島町会計管理者
住所		高島町大字高島 436
会社名		△□株式会社
電話番号		992-0351

特別徴収依頼書の記入例

特 別 徴 収 依 頼 書

高 島 町 長 殿 令和 年 月 日提出	給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	所在地	〒992-0351 山形県東置賜郡高島町大字高島9999										特別徴収義務者 指 定 番 号											
		名 称	株式会社 ☆☆☆										この届出 書に 応答 される 方	係	総務係									
		代表者の 職氏名	置賜 太郎											氏名	置賜 二郎									
		個人番号又は法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 1											電話	0238 52 ☆☆☆									

特別徴収義務者指定番号がある場合は、その番号を記載し、なければ空欄としてください。

特別徴収依頼書の内容について応答できる方の氏名・係・連絡先の番号を記載してください。

何月分から特別徴収を開始できるかを記載してください。

特別徴収を希望する方の住所・氏名・生年月日等を必ずご記入ください。受給者番号・異動年月日(就職日)もご記入ください。

下記の者について、10月分より特別徴収を希望します。
(11月10日納期限分)

給 与 所 得 者	現住所	高島町大字福沢5555番地の55										普 通 徴 収	年税額	36,000円									
	フリガナ	タカハタ イチロウ											納付済額	18,000円									
	氏名	高島 一郎											納付済期	1期分 から 2期分 まで									
	住所 (月1日)	同上											納入書の送付要否	☒ 要 ・ 不要									
	生年月日	平成5年5月5日	受給者番号	06381 55		異動年月日	令和6年5月1日		備考														
月割額の連絡希望		☒ 希望する (10月15日まで) ・ 希望しない																					

特別徴収を希望される方の普通徴収の年税額と、すでに納付している額と期別を確認し、記入してください。※納付していない分を特別徴収へ切り替えます。

納入書で納める事業所は「要」に、納付書以外で納める事業所は「不要」に丸を付け

特筆事項等ありましたらご記入ください。

月割額を早めに知りたい場合は、希望するに丸をつけ、希望日をご記入ください。※希望日より早く通知ができる場合は、個別での連絡は省略させていただきます。

《確認》

注1. 普通徴収の納期限がすでに到来した分の税額については特別徴収への切り替えはできません。※提出期限は右記を参照ください。

◎切り替える普通徴収分の期別 → ◎届出提出期限
 ・第1期(令和6年 7月 1日納期限) → 令和6年 6月19日(必着)
 ・第2期(令和6年 9月 2日納期限) → 令和6年 8月21日(必着)
 ・第3期(令和6年10月31日納期限) → 令和6年10月22日(必着)
 ・第4期(令和7年 1月 6日納期限) → 令和6年12月18日(必着)

注2. 高島町役場への依頼書の到着が20日を過ぎている場合、到着月の翌月中に通知をお送りできない場合がございますのでご了承ください。

所在地・名称等変更届出書の書き方 《この届出書は、給与支払者(特別徴収義務者)の住所移転や名称の変更などのあった場合に提出してください》

所在地・名称等変更届出書

特別徴収義務者指定番号は、必ず記入してください。

(提出先) 高 島 町 長 殿 令和 ○年 ○月 ○日 提出	給 与 支 払 者 (特 別 徴 収 義 務 者)	住所(居所) 又は 所在地	提出日時点の事項を記入 してください。	特別徴収義務者 指 定 番 号	1000001											
		氏 名 又は 名 称		法 人 番 号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3											
		代表者の 職氏名印		連 絡 先	所 属 担 当 者 名 電 話 番 号	所在地・名称等の変更について 応答できる担当者の所属・氏 名・電話番号を記入してくださ										

- 【注意事項】
1. 変更前のご提出にご協力ください。
 2. 変更となる箇所のみ記入ください。フリガナも必ず記入してください。

所在地のみの変更または、名称のみの変更の場合でも、新旧所在地・名称を記入してください。

変 更 前		変 更 後	
フリガナ	ヤマガタケンヒガシオキタマダカハタマチオオアサタカハタ■■■■パンチ	フリガナ	ヤマガタケンヒガシオキタマダカハタマチオオアサタカハタ○○○パンチ
住所(居所) 又は 所在地	〒 992-0351 山形県東置賜郡高島町大字高島■■■■番地	住所(居所) 又は 所在地	〒 992-0351 山形県東置賜郡高島町大字高島○○○番地
フリガナ	■■■■ カブシキガイシャ	フリガナ	○○○○ カブシキガイシャ
氏 名 又は 名 称	■■■■ 株式会社	氏 名 又は 名 称	○○○○ 株式会社
電話番号	(0238) 52 ■■■■	電話番号	(0238) 52 — ○○○○
変更年月日	令和 ○年 ○月 ○日 登記H等	法人番号の変更	※番号の変更がある場合のみ記入してください。
変更理由 (該当する項目を○で囲んでください。)	1. 氏名又は名称の変更・法人化 2. 住所(居所)又は所在地の変更 3. 休業・廃業・合併 4. その他()	上記以外の場所へ特別徴収事務にかかる書類の送付を希望される場合に記入してください。	
備 考		送付先の設定	所在地(住所) 氏 名 又は 名 称 電話番号

特別徴収関係の書類の送付先を変更する場合に記入してください。

令和 年 月 日

郵便局長様

山形県高島町長
(公印省略)

特別徴収税額の納入に高島町
外の郵便局を利用される場合
は、右の「指定通知書」に利用
される郵便局名および日付を
ご記入のうえ、第1回納入の
とき、その郵便局に納入書を
添えて提出してください。

指 定 通 知 書

貴局を地方税法 321 条の 5 第 4 項の規定にもとづいて、高島町の町民税・県民税(特別徴収税額)
取扱局に指定しましたので通知します。

口座番号	02480-2-960012
加入者の名称	高島町会計管理者
とりまとめ局	仙台貯金事務センター